

男女平等に関する宣言
(G7担当大臣、パリ、2019年5月10日)

1. 男女平等は、全ての人権を完全かつ平等に享受するための基礎となるものである。また、強靱で、包摂的で、公正な社会にとって不可欠である。男女平等は、代々のG7議長国を通じて、近年ますます注目が高まっている。男女平等を担当するG7の閣僚は、本日、女性と女児のエンパワーメントのための力強い成果にコミットする。
2. 実質的な男女平等の達成に向けて努力することで、私たちは2030年持続可能な開発のためのアジェンダに沿って包摂的かつ持続可能な成長を加速するための行動を取っている。過去数十年間で男女格差が全体的に減少したにもかかわらず、進歩は世界中でかなり減速した。これまでに男女平等を達成した国はない。世界経済フォーラムの「2018年グローバルジェンダーギャップ報告書」は、現在の傾向に基づけば、今存在するジェンダーギャップを埋めるのに108年かかると推定している。
3. この文脈において、私たちはあらゆるレベルで、また、あらゆる社会的、政治的及び経済的分野において男女平等を達成することの重要性を想起する。この目的を達成するために、私たちは1995年の北京宣言及び行動綱領とその報告を想起し、そして、締結国にとっての女子差別撤廃条約を含め、より広範な国際人権枠組みの重要性を認める。私たち、G7の閣僚は、2020年にパリで北京+25世界フォーラムが開催されることを歓迎する。
4. 包括的な法律は、女性と男性の平等を実現するための重要な要素の1つである。世界銀行は、2019年の「女性、ビジネス及び法」の報告書で、立法上の障壁が世界の各エコノミーにおいて女性のエンパワーメントにとって重大な障害となっている程度を強調している。
5. 私たちは、関連する政策、予算、特化した監視メカニズムを伴った法律の効果的な実施と執行が、女性と女児のエンパワーメントのための強力な力となり得ることを認識している。私たちはまた、世界中で行われている新しく革新的な法律を制定するための努力と、女性と女児のエンパワーメントのための効果的な枠組みを提供している法律に、勇気付けられる。それゆえ、私たちは、こうした優れた実行例がより大きな進歩のためのインスピレーションの源となり得ることを認識し、そのような実行を奨励する。
6. 私たちは、場合によっては大きな個人的リスクを伴うこともある、世界中の女性と女児の健康、安全、平等な権利、参加及び平等な機会を勇気を持って支援している女性リーダー、女性人権擁護家及び市民社会組織の極めて重要な役割を称賛する。私たちは、政治から和平プロセスまで、全ての意思決定過程に女性が公平な人数と有意義に参加することを求める。私たちは、女性と女児の

権利を擁護する市民社会の指導者たちと共にいるとともに、その行動のために直面する可能性がある脅威や暴力を明白に非難する。

7. この文脈において、私たちは、Women 7 (W7) サミットに集った方を含む市民社会団体との開かれた、そして双方向的な対話のための継続的な機会を歓迎する。私達はW7の提言についてW7と行った意見交換を評価する。
8. 私たちは、カナダによって設立され、2019年にフランスによって新しくされたG7男女平等評議会 (Gender Equality Advisory Council) が、G7がその活動において女性と女児のニーズと観点を考慮することを支援する際に発揮している専門知識とリーダーシップを評価する。私たちは、世界中の革新的な法律や優れた取組事例を特定するという本年の評議会の価値ある貢献を認識している。
9. 女性の経済的エンパワーメントは、女性の権利と男性との平等を実現するための中心に位置付けられる。質の高い教育、学習、職業訓練への女性と女児のアクセスの増加は、女性の経済的エンパワーメントと経済成長に貢献する。しかし、女性は経済的エンパワーメントを達成する上で複数の不平等に直面している。世界的にも、そして全てのG7諸国においても、女性は同じ仕事と同じ価値の仕事に対して、依然として男性よりも少ない給料を支払われ、起業を発展するのに必要な資金へのアクセスが少なく、無償のケアに対して男性の2~10倍の時間を費やしている傾向がある。私たちは、「2Xチャレンジ」と、開発金融機関による30億米ドルを世界中の女性が所有、主導、支援する企業に投入するための取組の継続的な重要性を想起する。
10. 持続可能な開発のための2030年アジェンダに沿って、あらゆる形態のジェンダーに基づく暴力を撤廃しなければならない。これには、親密なパートナーによる虐待、性的暴力、紛争における性的暴力、児童・早期・強制結婚、女性器切除、オンラインでの暴力、虐待及び嫌がらせが含まれる。ジェンダーに基づく暴力は、女性と女児による人権と基本的自由の享受を侵害し、損ない、又は無効にし、そして、彼女たちの尊厳と高潔さに重大な影響を及ぼす。私たちは、あらゆる形態の暴力、虐待、及び女性と女児に対する差別を非難するとともに、デジタルの文脈における性的及びジェンダーに基づく暴力、虐待、嫌がらせの問題の増大について引き続き懸念を有する。私たちは、男女平等の推進並びにあらゆる形態のジェンダーに基づく暴力の防止及び対応というコミットメントを再確認する。
11. 固定的性別役割分担意識は、社会的及び経済的権利の享受において女性と女児に影響を与える。安全で質の高い教育を提供することは非常に重要である。それは、女児と男児が社会の変革への積極的かつ情報に基づいた参加者になることを可能にする。達成可能な最高水準の健康を享受することは、他の分野での女性のエンパワーメント及び人権の完全実現に不可欠である。

12. したがって、私たちは、思春期の女性が性的リスクを最小限に抑え、意図しない妊娠や性感染症を予防し、それによって成人へと成長する機会を改善することを助ける教育を支持する。女性と女兒の健康の向上は、貧困と不平等の解消、経済的エンパワーメントの向上、政治的・経済的意思決定への女性の参画の促進など、他の主要目標の成功にもつながる。
13. 私たちは、G7の様々な閣僚会議において、合意結論に女性と女兒の観点を考慮することにより、男女平等を主流化することの重要性を想起し、彼らがコミットメントを完全に実行し、執行し、フォローアップすることの重要性を認識する。
14. G7は、そのリーダーシップを通じて、女性と女兒に対する差別を禁止し、共同体と社会が最大限の可能性を発揮できるように、政治的な勢いを作り出し、慣行を推進していく独自の能力を持っている。
15. それゆえに、私たちは、G7男女平等担当大臣そして「男女平等に関するパリ宣言」の署名者として、以下をコミットする。

女性の人権と男女平等を推進するより多くの法律と効果的な政策を支持する：

法律、規制、政策の改革を通じて男女平等を強化することは、女性のエンパワーメントを可能にする環境をつくる。私たちは、男女平等評議会の支援を得て、*男女平等のためのパートナーシップ*に向けて取り組むことに同意する。これは、平等と女性の権利を保護し促進する法律の実施を通じた女性と女兒の完全なエンパワーメントにコミットした世界的な連合をつくることを目指しており、各国がそれぞれ法律、又は政策の枠組みを改善することにコミットすることを目指すものである。

アフリカにおける女性の起業の促進

16. 女性は世界中で活発な起業家であるが、それでもなお、彼女たちの資金へのアクセスは特に限られている。女性主導の中小企業（SME）及び零細企業は、財産権の差別や担保保証の欠如により、特別な資金面での困難に直面している。これらの問題は、アフリカ女性についてしばしば悪化した状況にある。なぜなら、彼女たちは、デジタル排除や教育・技能開発へのアクセス制限のような構造的な社会経済的障壁や金融サービス、市場及びネットワークへのアクセスの欠如を含む資産制限など、特定の困難に苦しめられているからである。女性が零細企業部門の多くを占めているが、サハラ以南のアフリカ女性の16～20%しか正規の金融へのアクセスがない。
17. アフリカでの女性の起業を促進するには、差別と闘い、女性の経済的エンパワーメントをよりよく支援するための環境を整えることを目的とした、持続的な行動の強化が必要である。これには、女性の金融アクセスを制限する障壁

への対処も含まれる。これらの障壁を克服することで、アフリカの女性起業家は、零細企業から中小企業への移行を進めることができるようになる。

18. したがって、私たちは、社会、法律、規制の障壁や差別的規範を含む女性の起業の障害を取り除き、全ての人々が金融や経済的機会への非差別的でより効果的なアクセスができるような効率的なメカニズムを通じて女性の金融アクセスを改善しようとするアフリカ諸国の努力に対してG7が行っている支援の取組への支持を再確認する。
19. 私たちは、アフリカにおける女性の起業の分野で活動している政府、民間部門、市民社会団体や財団とともに、女性主導の成長可能性のある企業が零細から小規模へ、小規模から中規模へと移行していくのを支援するために行っている金融アクセス改善のための彼らの努力において、共に取り組んでいくことを決意している。既存のギャップに取り組むためには、支援が不足しているグループのマッピングや、国による満たされていないニーズの特定が必要である。
20. G7の努力は、既存のプログラムを補完し強化するべきである。これに関連して、私たちは女性起業家を対象とした世界的及び地域的なイニシアチブを歓迎する。これには、特に、アフリカ開発銀行が主導する、アフリカにおける女性のためのアフーマティブ・ファイナンス・アクション（AFAWA）の更なる発展が含まれる。私たちは、2017年のG20の際に立ち上げられた、女性起業家資金イニシアチブ（We-Fi）のアフリカ内及びそれ以外における活動を評価する。

デジタルの文脈における性的及びジェンダーに基づく暴力、虐待及び嫌がらせに対処するための関心の喚起

21. 女兒と女性に対する暴力を終わらせることは、全ての人に恩恵をもたらすことであり、男性や男児を含む全ての人に果たすべき重要な役割がある共通の責務である。私たちは、あらゆる形態のジェンダーに基づく暴力を終わらせ、個人がオフラインで持っているのと同じ権利と基本的自由をオンラインでも保護される未来に向けて努力する決意である。オンラインでの暴力は、女性や女兒に対する他の種類の暴力と別のものではない。それは、密接なパートナー間の暴力のように、男女の不平等、差別的な社会規範及び不平等な権力関係に根ざしている。
22. オンラインによる女性と女兒に対する暴力、嫌がらせ、虐待は、世界的に大きな警告となる現象である。それは、オフラインでもオンラインでも、女性と女兒の人権、並びにその安全性及び個人の高潔性を損ない、彼女たちの経済的、教育的及び社会的発展を加速する可能性があるリソースにオンラインでアクセスする能力を制限する。私たちは、市民社会、学界、民間部門、多国間組

織、そして政府の中での、この問題に関する関心と研究の高まりを歓迎し奨励する。

23. 「ジェンダーに配慮した経済環境のためのG7ロードマップ」に基づき、私たちは、人権、表現の自由を含む基本的な自由、女性と女児の尊厳を尊重しながら、この問題への共同の取組を発展させるために、インターネット会社や関連するステークホルダーとのパートナーシップ及び対話の増加の重要性を認識する。

24. これらの取組は、とりわけ、以下を奨励するものとすべきである。

- 国内法で違法とされている、あるいは女性や女児に対する虐待や嫌がらせと見なされているコンテンツの類型に関する明確さの向上
- 女性と女児に対して暴力的又は虐待的であると考えられるコンテンツについての報告手続の可視性と理解の向上。適切なフォローアップメカニズムを含む。
- 女性や女児に対して暴力的又は虐待的であると考えられるコンテンツについて、アクセスしやすく利用しやすいメカニズムを通じて透明性と効果的な報告を確保する取組を含め、企業が利用者を安全に保つための効果的な進展を促進する。
- ソーシャルメディアプラットフォームと専門的な市民社会組織との間のワーキングパートナーシップが、各国の法律の下で違法又は虐待的若しくは嫌がらせのコンテンツにフラグを立てることや、表現の自由を尊重しながら、要求を速やかに評価し、そのようなコンテンツにさらされる期間を減らすことを含め、解決策に向けて協働することを奨励する。それゆえ、私たちは、プラットフォームに対し、違法なコンテンツを公共の表示の場から適切な期間内に削除するよう促す。
- ソーシャルメディアプラットフォームに、適正な手続きを完全に遵守した形で、犯罪捜査及び刑事手続において法執行機関と協力することを要求する。
- 個人の権利、特に表現と情報の自由がオンラインで尊重されるようにする。デューデリジェンスの取組には、とりわけ、削除決定が根拠の十分なものにする、コンテンツ提供者にコンテンツの削除を知らせること、コンテンツ提供者が削除決定に異議を唱えるための手続を利用可能にすること、を含む。

25. 私たちは、この形態の暴力、虐待及び嫌がらせの影響を最も受けた人々が、対応により疎外されず、力づけられるために、この問題に関する議論に、被害を受けた女性と女児の全面的な参加を求める。私たちは、この拡大しつつある問題に対処する革新的で実行可能な解決策を作り出すために、民間部門や、若者、被害を受けた女性や女児、市民社会を含む関係者との自発的な対話を強化することを約束する。